

# 介護保険福祉用具購入のしおり（鶴岡市）

令和3年4月1日改訂版

1. 対象者 介護保険の要介護・要支援認定を受けていて、在宅において次項の福祉用具を購入した方
2. 種目 (1) 腰掛便座  
(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品  
(3) 入浴補助用具  
(4) 簡易浴槽  
(5) 移動用リフトのつり具の部分  
※ なお、購入品目が対象となるか次頁の詳細でも確認できない場合は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。
3. 支給限度基準額 一年度の間(4月～翌年3月)に購入した品目の総額に対して10万円が限度額になります(最高支給額は、10万円の9割、8割または7割(=9万円、8万円または7万円)。  
一年度の中に既に同一の種目(用途及び機能が著しく異なるものを除く)に支給されている場合は、介護の必要の程度が著しく高くなった場合など、特別な事情がある場合であって、市が必要と認める場合を除き、支給の対象となりません。
4. 該当要件等 (1) 都道府県知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業所(\*)から購入したものであること。  
(2) 購入した日に、要介護認定または要支援認定を受けていること。ただし、認定の有効期間の開始日は要介護認定の申請日まで遡るので留意してください。  
(3) 福祉用具が必要な理由があること。  
(4) 購入した時点で被保険者であり、かつ在宅(介護保険施設・病院以外)で生活していること。  
(5) 福祉用具の修理は、支給の対象とはなりません。  
(6) 福祉用具貸与の品目を購入した場合は、支給の対象とはなりません。  
(貸与の品目についてはお問い合わせください)
5. 必要な書類等 (1) 福祉用具購入費支給申請書  
・介護保険被保険者証に記載の被保険者番号を記載すること  
・口座振込依頼欄に振込口座(被保険者本人名義のもの)を記載すること  
※原則、被保険者本人名義以外の口座へは振込できません。  
(2) 領収証(販売事業者の任意様式。被保険者本人宛のもの。)  
※宛名、日付のないもの、被保険者本人以外の宛名のものは不可。  
(3) 購入した福祉用具のパフレット(販売事業者等からもらう。写しでも可。)
6. 給付費の支払 申請後、書類の審査を終えて約2ヶ月後に、指定の金融機関口座に給付費が振り込まれます。

問い合わせ先

鶴岡市 本所長寿介護課  
各地域庁舎市民福祉課

TEL 25-2111(内線181)

**居宅介護福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費の支給に係る特定福祉用具の種目****(1) 腰掛便座**

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む)。
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る)。

**(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品**

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち、

尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

※ 専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連商品は除かれる。

**(3) 入浴補助用具**

購入告示第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

- ① 入浴用いす  
座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ② 浴槽用手すり  
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ③ 浴槽内いす  
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ④ 入浴台  
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- ⑤ 浴室内すのこ  
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- ⑥ 浴槽内すのこ  
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
- ⑦ 入浴用介助ベルト  
居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

**(4) 簡易浴槽**

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

**(5) 移動用リフトのつり具の部分**

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

**<複合的機能を有する福祉用具について>**

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

※ ただし、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。